

# 特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金として町民一人あたり10万円を世帯主に交付する事業を実施します。

## 1 対象者

- 基準日(令和2年4月27日時点)において、津奈木町の住民基本台帳に記録されている人

## 2 申請・受給権者

- 申請・受給権者は『世帯主』となります。

## 3 給付額

- 世帯員一人につき10万円を給付します。

## 4 申請方法及び申請期間

### ●郵送申請方式

同封の特別定額給付金申請書に世帯主が必要事項を記入し、本人確認書類(代理申請の場合は、代理人の本人確認書類を含む。)及び口座振込を希望する場合は、振込先口座の確認書類を添付し、返信用封筒で返送する方式です。

申請期間は、令和2年5月15日(金)から令和2年8月14日(金)まで(当日消印有効)です。

### ●オンライン申請方式

マイナンバーカードを所持している世帯主がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座番号を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請する方式です。

申請期間は、令和2年5月1日(金)から令和2年8月14日(金)までです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請又はオンライン申請をご利用ください。

※記入方法が分からない方や振込口座をお持ちでない方は、申請期間中『津奈木町役場1階和室』で午前9時から午後5時まで窓口相談を開設しますのでご利用ください。

## 5 給付

- 役場で申請を受け、本人確認及び口座確認を行い、給付決定通知書を送付します。
- 給付は、郵送申請、現金希望の場合・・・令和2年5月28日(木)から給付開始  
オンライン申請の場合・・・令和2年5月19日(火)から給付開始
- 以後は、毎週火曜日と金曜日に受付順により給付を行います。

## 6 代理申請

- 裏面の『特別定額給付金の申請・受給の代理について』をご覧ください。
- 代理申請の場合は、世帯主の本人確認と代理人の本人確認の双方が必要となります。

# 特別定額給付金の申請・受給の代理について

特別定額給付金の申請・受給対象者は、『世帯主本人』が給付金の申請・受給者となります。しかし、世帯主本人が給付金の申請・受給が困難であるケースも想定されますので、他者によるなりすましなどの不適正な行為が発生するおそれなども考慮した上で、世帯主本人に代わり、給付金の代理申請・受給ができる者の範囲を、国が次のように示しています。

## 1 代理申請・受給ができる者の範囲

- (1) 令和2年4月27日時点での世帯主本人の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
- (3) 親族その他の平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者等、世帯主本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると市区町村が特に認める者 ※例えば、次のような場合が想定されます。

### ① 単身世帯で寝たきりの者や認知症の者など

- ・ 民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の周りの世話をしている者について、本人と代理人との関係を証する書類などの確認し、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能です。

### ② 老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している者

- ・ 市区町村長が、口頭で質問したり、個別に委嘱状を交付するなどして、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認できる場合は、施設の職員による代理が可能です。

### ③ 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている者

- ・ 市区町村長は、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求めるなどして、里親が里子のためになすものであることを確認できる場合は、里親による代理が可能です。

### ④ 配偶者からの暴力を受けているDV被害者

- ・ 市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類や、民間支援団体の職員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、DV被害者のためになすものであることを確認できる場合は、民間支援団体による代理が可能です。

### ⑤ 留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者

- ・ 市区町村長は、本人と代理人との関係を証する書類の提示を求めるとして、未決拘禁者のためになすものであることを確認できる場合は、当該未決拘禁者は、弁護士による代理が可能です。

## 2 代理人の本人確認及び本人と代理申請する者との間の代理関係の確認

代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することになります。

また、市区町村長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けできません。